

3つの政策提案

出産前後の時期に焦点をあてた政策パッケージ

2018年8月27日

神奈川県立保健福祉大学

新保幸男

1 . 子どもの貧困をめぐる認識の推移

- (1) 感情としての親への「怠惰観」
- (2) 経済変動との関係での「絶対的貧困」の発見
- (3) 「経済的支援」(生活保護)の必要性
- (4) 「相対的貧困」の発見
- (5) 「就労支援」の必要性
- (6) 「奨学金」の必要性
- (7) 「学習支援」の必要性
- (8) 「食」の重要性の再認識
- (9) 「出産前後の時期」の重要性

2. 貧困の世代間連鎖



3. 出産前後と「貧困の第2世代」

「貧困の第1世代」。子の成長のどこかの時期で家族収入が減る。学びや生活のための心身の基礎は築かれているが、進学に必要な学費を用意できない。

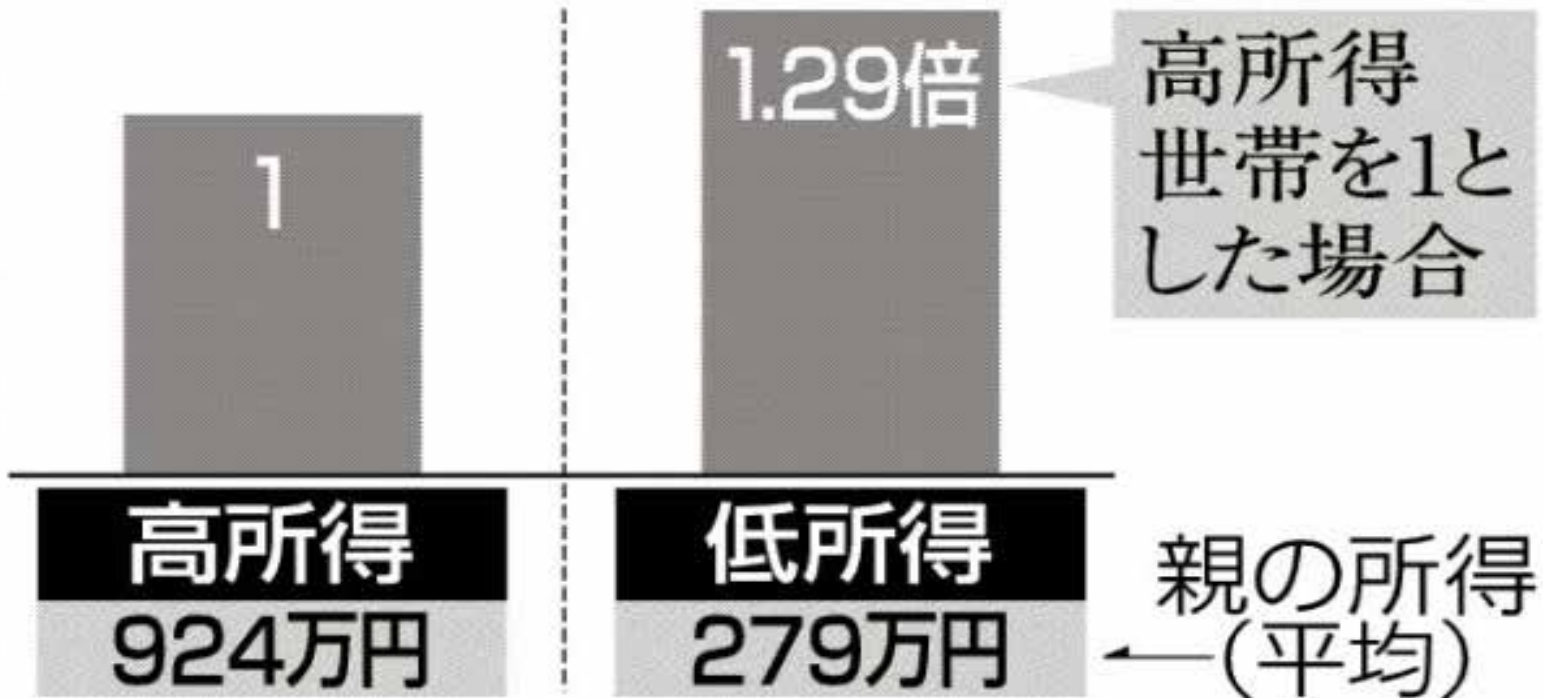
「貧困の第2世代」（及び第3世代以降）。生まれた直後から食が充足されにくいので、学びや生活のための心身の基礎が築かれにくい。このため、学びや生活に支障をきたす。

「貧困の第1世代」には「奨学金」が有効。しかし、「貧困の第2世代以降」には、「食」「住」「相談支援」を確保することがその前提条件として必要。

3 - 2 所得と発育不全

発育不全の乳児の割合 [2001年生まれ]

※北里大学などの調査



調査に当たった北里大学医学部の可知悠子講師(公衆衛生学)は「将来の学力や収入の格差につながらないように、出生直後から切れ目のない支援が必要だ」と指摘している。(日本経済新聞、2018年6月25日)

4 . 3 つの政策提案

1 . 出産前後の時期における支援

「(仮称)産前産後母子ホーム」

情報提供・考える時間・選択

2 . 養子縁組・里親委託の充実

実親以外の安定した家族による養育

他者に任せるという選択

3 . スーパーバイザー制度の充実

・乳児院・児童養護施設・母子生活支援施設

におけるスーパーバイザー制度の充実

5．出産前後の時期における支援

1．乳児院と母子生活支援施設の一部機能を活用しつつ、「(仮称)産前産後母子ホーム」を設置し、パートナーや家族の支援を得にくい不安定出産が想定される妊婦について、妊娠期から乳幼児期にかけての支援を充実する。

2．児童福祉法第27条第1項第3号の後ろに、3号の2を創設し、不安定な出産となることが予想される妊婦について、上記「(仮称)産前産後母子ホーム」への都道府県による入所措置規定を設ける。

5 - 2. 「産前産後母子ホーム(仮称)」 新たな社会的養育の在り方に関する検討会 (2017) 『新しい社会的養育ビジョン』15頁

特定妊婦のニーズを考えると、特別な事情がない限り、小規模で、妊産婦の生活圏内において設けられる産前産後母子ホーム等の施設を創設すべきである。また、安全な出産、出産後の子どもの成長や発達の保障といった観点から、婦人相談所のみならず児童相談所や市区町村も施設への措置を行う主体として位置付けるべきである。

6. 養子縁組・里親委託の充実

1. 「出産前後の時期における支援を充実することで、「実父母が自ら子どもを育てる」「他者に養育を任せる」「実父母が里親制度を活用しつつ養育する」「小規模施設を利用する」などの選択肢の中から、十分な相談支援プロセスを経つつ実父母が選択していくことを支援する。そのための場として、「(仮称)産前産後母子ホーム」を活用する。

2. 児童相談所、社会的養護関係施設、養子縁組あっせん団体等における当該事項に関する機能を充実する。

7. スーパーバイザーの充実

- (1) 養子縁組・里親委託ができなかった難易度の高い児童の入所が想定される。
- (2) 小規模化によって、先輩の姿を見ながらより高い専門性を身につけにくくなる。
- (3) 「スーパービジョン」に関する得点(1～10)と「自らの専門性」「仕事への思い」得点(1～10)との間には、正の相関関係が見られた($n=5000$)。「社会的養護における人材育成等の課題に対する研究」(研究代表者新保幸男、平成30年度厚生労働科学研究、中間まとめ案)

8. まとめ

(1) 「出産前後の時期」についての支援は、貧困の連鎖を防ぐ上で、直接的かつ重要な政策である。

(2) 3つの政策提案は、相互に支え合う政策であり、政策パッケージとして実施することが必要である。